20th Anniversary 野洲市制20周年

資料３

令和６年度 第２回
野洲市総合計画・総合戦略評価委員会

～ 第２次野洲市総合計画の後期基本計画策定に向けて ～

と　き：令和６年11月22日（金）10:00～正午
ところ：野洲市役所 本館２階 第５会議室
野洲市 政策調整部 企画調整課

資料の構成

１．はじめに

（1）第２次野洲市総合計画について…… ３Ｐ

（2）基本構想…… ４Ｐ

（3）基本計画…… ５Ｐ

（4）計画の期間…… ６Ｐ

２．後期基本計画の策定に向けて

（1）前期基本計画の構成及び後期基本計画の策定に向けた方針…… ８Ｐ

（2）前期基本計画を踏まえた意見の聴取…… ９Ｐ

３．次回の野洲市総合計画・総合戦略評価委員会について…11Ｐ

１．はじめに

（1）第２次野洲市総合計画について

第２次野洲市総合計画は、野洲市の将来都市像を示し、分野別計画など野洲市が定めるその他の計画の指針となる市の最上位計画で、令和３年３月に策定しました。計画は下記のとおり基本構想、基本計画、実施計画で構成しています。

中長期的な視点で将来都市像を明確にし、これを実現するための基本方針を示しており、計画期間は10年としています。

基本構想で示す将来都市像や基本方針を実現するために必要な施策を体系的に示しています。社会経済状況や市民ニーズの変化等を反映させるため、計画期間は５年としています。

基本計画の施策に基づいて、主要事業の内容や実施時期を明らかにするものです。実施計画は、３年間を見据えた計画とし、毎年度見直しを行います。

（2）基本構想

基本構想では、目標人口や土地利用の構想を示しているほか、下記のとおり将来都市像、基本姿勢、分野ごとの基本方針を示しています。

めざす将来都市像

笑顔あふれるにじいろ都市 やす

多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち

基本姿勢

協働のまちづくり
各主体とまちづくりの目標を共有し、「協働」によるまちづくりを進めます。

SDGｓの実現
SDGｓとのつながりを意識しながら、持続可能なまちづくりを進めます。

分野ごとの基本方針

分野１：子育て・教育・人権

- 親が安心して子育てし、子どもが健全に育つまち
- 誰もが生涯にわたって学び続け、学びの好循環が生まれるまち
- 互いを尊重し合い、多様性を認め合いながら、ともに生きるまち

分野２：福祉・生活

- 誰もが生きがいづくりや健康増進に取り組み、地域全体で切れ目なく医療が提供されるまち
- 「地域共生社会」の実現に向け、互いに支え合い、ともに安心して生活できるまち
- 生活上の諸課題を抱える人が安心して暮らせるまち

分野３：産業・観光・歴史文化

- 地域経済が活性化し、市民生活が充実したまち
- 豊かな地域資源を生かし、多くの人が訪れ楽しめるまち
- 交流や連携を通じて多様な人々の関わりが生まれるまち

分野４：環境・都市計画・都市基盤整備

- 豊かな自然環境が守られるまち
- 必要な都市機能が確保され、ネットワークで結ばれるまち
- 快適な環境が確保された、安全・安心なまち
- ハード・ソフト両面で災害に強いまち

分野５：市民活動・行財政運営

- 市民と行政の協働による暮しやすいまち
- 透明性が高く、効果的・効率的に運営されるまち

（3）基本計画

基本計画では、下記のとおり分野ごとの施策を体系的に示しています。

分野	施策	めざす姿
1．子育て・教育・人権	1-1 子育て支援の充実	すべての家庭が安心して楽しく子育てができるよう、地域全体で協力して子育てをしています。
	1-2 青少年の健全育成	家庭、学校、地域、関係機関が一体となった社会の中で、青少年の自主性や自立性と豊かな感性が育まれています。
	1-3 学校教育の充実	家庭、学校、地域、関係機関が連携して子どもたちに充実した教育機会を提供し、すべての子どもたちが確かな学力と豊かな心と健康な体を育みながら、いきいきと学んでいます。
	1-4 生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進	子どもから大人までが主体的に学び、スポーツや文化芸術に親しみ、生きがいや楽しさを感じながら心身ともに健康に暮らしています。
	1-5 人権の尊重と多文化共生社会の実現	性別、年齢、国籍等にかかわらず、すべての市民がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い支え合いながら、ともに生活しています。
2.福祉･生活	2-1 健康づくりの推進と地域医療体制の整備	誰もが自身の心と体の健康に関心を持って健康増進に取り組み、充実した地域医療体制のもと、安心して生活しています。
	2-2 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らしています。
	2-3 障がい児・者福祉の充実	障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むための体制が整い、誰もがともに地域でいきいきと暮らしています。
	2-4 地域福祉の推進	すべての人が地域の一員として、ともに生き、ともに支え合い、安心して暮らしています。
	2-5 生活困窮者等への支援の充実	生活から就労まで包括的に対応できる相談支援体制が充実し、すべての人が孤立することなく安心して生活しています。
	2-6 消費者行政・防犯対策の充実	犯罪や消費者被害の未然防止・拡大防止に地域や事業者等と連携して取り組み、市民が被害にあうことなく安全・安心に暮らしています。

（3）基本計画

基本計画では、下記のとおり分野ごとの施策を体系的に示しています。

分野	施策	めざす姿
3.産業･観光･歴史文化	3-1 商工業の振興	地域特性を踏まえた事業活動や創業をしやすい環境が整備され、事業者、経済団体、金融機関、市民の連携のもと、地域の商工業が活性化しています。
	3-2 農林水産業の振興	効率的で安定した農林水産業経営を環境にも配慮しながら推進することで、環境と経済が両立する「栄続的」な農林水産業が営まれています。
	3-3 地域資源を生かした観光の振興	野洲市の地域資源の魅力が市内外に周知され、多くの人が野洲市を楽しみ、地域経済が活性化しています。
	3-4 歴史文化遺産の保全・活用	地域の歴史文化遺産の魅力が地域で共有され、協働して保存・活用・整備に取り組んでいます。
4．環境・都市計画・都市基盤整備	4-1 均衡ある土地利用の推進	地域特性や市民ニーズに合わせた計画的な土地利用が図られ、豊かな自然環境と快適な都市環境が調和したまちが実現しています。
	4-2 自然環境・美しい景観の保全	豊かな自然とくらしの調和を図りながら、美しい風土を守り育てるため、市民や事業者が協働して自然環境の保全や景観の保全・創出に取り組んでいます。
	4-3 生活環境の保全と上下水道サービスの安定供給	上下水道や廃棄物処理等、市民の快適な日常生活のために必要な施設が健全に管理・運営され、市民生活の安全・安心を守っています。
	4-4 防災・減災対策の強化	市民の自助・共助意識が高まり、災害時に市民・事業所・行政が一体となって対応できる体制が整備されています。
	4-5 道路ネットワークの整備と交通安全の推進	快適で安全に移動できる道路ネットワークが整備され、道路を使うだれもが交通安全を意識して行動しています。
	4-6 公共交通の利便性の向上	利用者ニーズや地域特性に応じた持続可能な公共交通網が整備され、市民生活の基盤として安全・安心な移動手段が確保されています。
5．市民活動･行財政運営	5-1　市民活動・自治会活動の推進	地域の活性化や地域課題の解決のため、市民活動や自治会活動を通じて、市民一人ひとりが主体的に地域づくり・まちづくりに参加しています。
	5-2　市民との情報共有の推進	多様な手段により市政に関する情報を市民と共有し、広く市民がまちづくりに参加しています。
	5-3　効果的・効率的な行財政運営	職員一人ひとりが広い視野と経営的な視点を持ち、効果的・効率的で持続可能な行財政運営を行っています。

（４）計画の期間

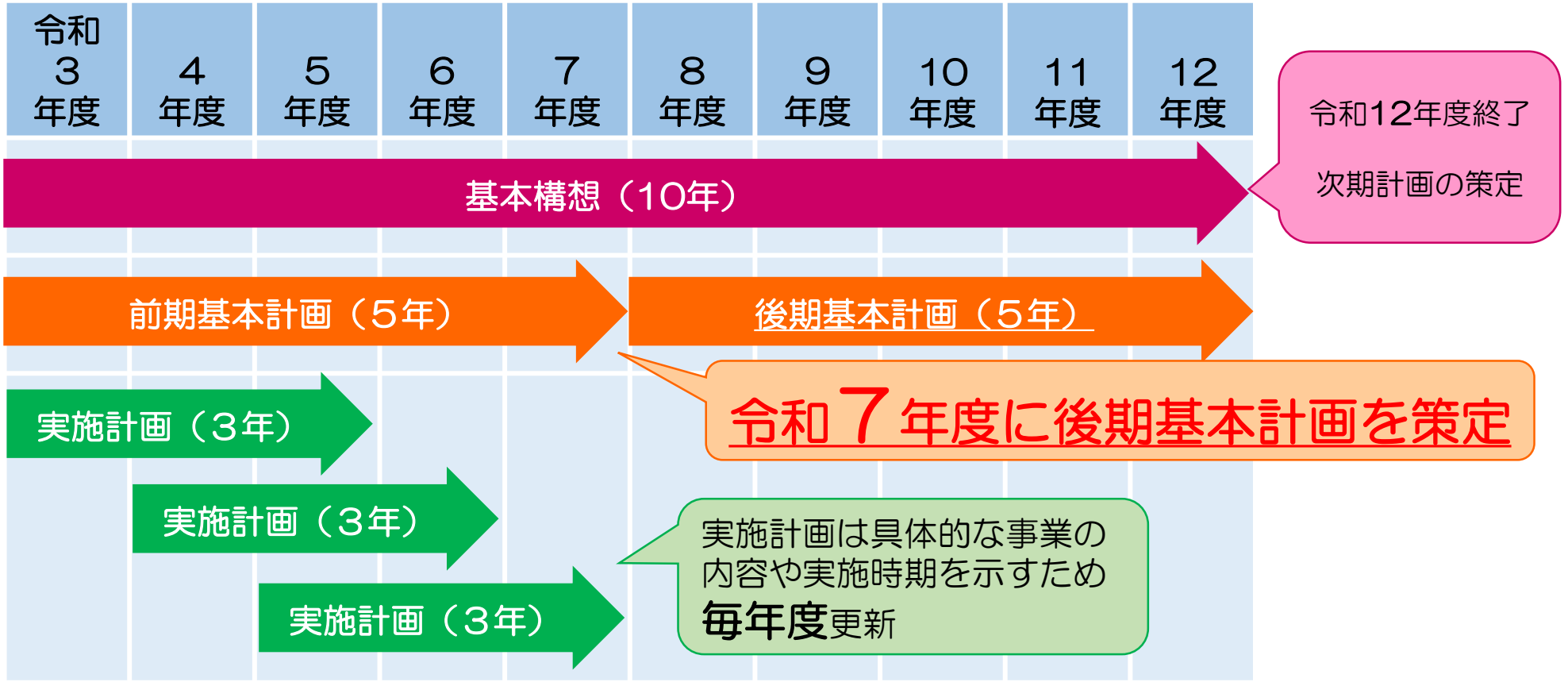

当委員会では、前期基本計画に関する課題や提案等をお伺いし、後期基本計画の策定作業（野洲市総合計画審議会）につなげます。

２．後期基本計画の策定に向けて

（1）前期基本計画の構成及び後期基本計画の策定に向けた方針

前期基本計画は以下の表のとおり構成しており、これをベースに後期基本計画の策定を行う考えです。

構成項目	数	内容	後期基本計画策定に向けた方針 ※
施策	24	基本構想で示す将来都市像や基本方針を実現するために必要な施策	×
めざす姿	24	各施策において５年後の本市のめざす姿	△
現状・課題	24	各施策に対する現状と課題、これまでの取組等	○
取組方針と主な取組	63	めざす姿の実現に向けての取組方針とそれに基づく主な取組	◎
指標	60	めざす姿の実現状況を把握するための指標	◎

（※　記号の位置づけ）

×：基本構想の骨子と連動しており、原則、更新が不要と考えられる

△：前期基本計画の内容を概ね踏襲し、必要に応じて適宜更新・追加作業が必要

○：前期基本計画の課題を踏まえて、更新及び時点修正が必要

◎：前期基本計画の課題を踏まえて検証し、特に見直しが必要と考えられる

（2）前期基本計画を踏まえた意見の聴取

前期基本計画を踏まえ、「各施策に対する取組方針と主な取組が適切かどうか」、「各施策に相応しい指標となっているか」、「社会情勢の変化、市民ニーズに応えられているか」、「市民満足度を把握することで進捗管理ができないか」などの視点で、ご意見やご提案等をいただきたいと考えています。

【本日の委員会】

分野１：子育て・教育・人権

1-1　子育て支援の充実
1-2　青少年の健全育成
1-3　学校教育の充実
1-4　生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進
1-5　人権の尊重と多文化共生社会の実現

分野２：福祉・生活

2-1　健康づくりの推進と地域医療体制の整備
2-2　高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり
2-3　障がい児・者福祉の充実
2-4　地域福祉の推進
2-5　生活困窮者等への支援の充実
2-6　消費者行政・防犯対策の充実

分野３：産業・観光・歴史文化

3-1　商工業の振興
3-2　農林水産業の振興
3-3　地域資源を生かした観光の振興
3-4　歴史文化遺産の保全・活用

【次回の委員会】

分野４：環境・都市計画・都市基盤整備

4-1　均衡ある土地利用の推進
4-2　自然環境・美しい景観の保全
4-3　生活環境の保全と上下水道サービスの安定供給
4-4　防災・減災対策の強化
4-5　道路ネットワークの整備と交通安全の推進
4-6　公共交通の利便性の向上

分野５：市民活動・行財政運営

5-1　市民活動・自治会活動の推進
5-2　市民との情報共有の推進
5-3　効果的・効率的な行財政運営

ご意見を反映し、総合計画審議会での後期基本計画の策定作業へつなげます

３．次回の野洲市総合計画・総合戦略評価委員会について

第３回　野洲市総合計画・総合戦略評価委員会の予定

＜開催時期＞

令和７年１月下旬または２月上旬を予定

＜議題（予定）＞

- 後期基本計画策定に向けて
- 評価方法について　など